

5 その他

検討の視点

(1) 報告書では、労働者が安全衛生に関する多様な知識、技能を獲得することは、事業場内における安全衛生活動にも有効であり、また、事業者や労働者の負担軽減を図るためにも、幅広い資格取得が可能となるような資格制度の検討が必要という趣旨の提言があるが、これを踏まえ、次のような観点から資格制度を見直してはどうか。

① 作業に必要な知識又は技能に共通点が多い資格であって、かつ、一人の労働者が両方の資格を取得していることが多いこと、一人の労働者が労働災害防止の観点から両方の資格に係る知識又は技能を修得することが望ましいこと等が認められるものについては、必要な知識又は技能を効率的に修得させるため、統合する。

例えば、

- ・ 地山の掘削作業主任者技能講習と土止め支保工作業主任者技能講習
- ・ デリック運転士免許とクレーン運転士免許
- ・ デリック運転実技教習とクレーン運転実技教習
- ・ 四アルキル鉛等作業主任者技能講習と特定化学物質等作業主任者技能講習

が該当すると考えられる。

② 作業方法の変化などにより、災害がほとんど発生していないことから、一定水準の作業指揮が行われることなど他の方法により現行と同等の安全性が確保できる資格については、廃止する。

例えば、ボイラー据付け工事作業主任者技能講習が該当すると考えられる。

③ 制度改正等により、一つの資格で行うことができる作業の中で必要な知識又は技能が拡大した作業がある場合は、必要な知識又は技能を効率的に修得させるため、資格を分離する。

例えば、特定化学物質等作業主任者技能講習から石綿関係の作業主任者技能講習を分離することが考えられる。

2の① 一体的な安全衛生管理の構築について

検討会の提言の概要

ウ 資格制度の検討

労働者が安全衛生に関する多様な知識、技能を獲得することは、事業場内における安全衛生活動にも有効であり、また、事業者や労働者の負担軽減を図るためにも、一度に複数の資格取得が可能となるような資格制度の検討が必要である。

地山の掘削作業主任者技能講習と土止め支保工作業主任者技能講習の場合

1 資格の概要

- ・地山の掘削作業主任者の選任が必要な作業（安衛令第6条第9号）
掘削面の高さが2メートル以上となる地山の掘削の作業（一定の作業を除く）
- ・土止め支保工作業主任者の選任が必要な作業（安衛令第6条第10号）
土止め支保工の切りばり又は腹おこしの取付け又は取りはずしの作業

2 近年の状況

(1) 災害発生状況

建設工事における土砂崩壊災害による死亡者数は、過去5年間に177人となっているが、これらの災害のうち約6割は、①溝内で土止め支保工を未設置のまま地山の掘削作業を行った際や、②溝内で土止め支保工を組み立てる作業等の際に発生している。

(参考1) 建設工事における死亡災害発生状況

	11年	12年	13年	14年	15年	計
土砂崩壊災害による死亡者数(人)	40	31	35	39	32	177
うち①、②の作業の際によるもの(人)	30	16	25	22	20	113 (64%)

(2) 資格取得状況

少なくとも一方の技能講習を修了した者のうち、両方の技能講習を修了した者の割合は8割を超えており、両方の資格を必要とする者が多い。

(参考2) 技能講習修了者の推移

	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
地山の掘削作業主任者技能講習	26,121	24,140	23,258	21,682	19,348
土止め支保工作業主任者技能講習	26,289	23,503	22,171	19,718	19,104

(参考3) 地山及び土止めの両方修了者の割合（平成12年1月～平成15年12月の修了者の部分データによる）

地山及び土止めの少なくとも一方の修了者	地山のみ修了者	土止めのみ修了者	両方修了者
94,771人 (100%)	11,085人 (12%)	6,623人 (7%)	77,063人 (81%)

(3) 知識の共通性

土砂及び岩石の性質、崩壊の予知など両方の技能講習において必要とされている知識の共通性が高い。

(参考4) 技能講習の内容等

地山の掘削作業主任者技能講習		土止め支保工作業主任者技能講習	
作業の方法に関する知識 地山の掘削の方法 浮石、埋設物等の処理 湧水の処理及び排水の方法 法面防護の 方法 土砂及び岩石の性質	6時間	作業の方法に関する知識 土止め支保工の種類、材料、構造、組立 図、点検及び補修 土止め支保工の切り ばり、腹おこし等の取付け及び取りはず しの作業に関する事項	6時間
工事用設備、機械、器具、作業環境等に 関する知識 土止め支保工 工事用設備及び機械の取 扱い 電気及び内燃機関 器具及び工具 有害ガス 危険防止のための措置 崩壊 の予知 服装及び保護具	4時間	工事用設備、機械、器具、作業環境等に 関する知識 工事用設備及び機械の取扱い 電気及び 内燃機関 器具及び工具 有害ガス 危 険防止のための措置 土砂及び岩石の性 質 崩壊の予知 服装及び保護具	4時間
作業員に対する教育等に関する知識 作業員に対する教育及び指導の方法 作 業標準 災害発生における措置	1時間 30分	作業員に対する教育等に関する知識 作業員に対する教育及び指導の方法 作 業標準 災害発生における措置	1時間 30分
関係法令 労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、 労働安全衛生規則及び酸素欠乏症等防止 規則中の関係条項	1時間 30分	関係法令 労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、 労働安全衛生規則及びクレーン等安全規 則中の関係条項	1時間 30分

※ 地山の掘削作業主任者技能講習を修了した者が土止め支保工作業主任者技能講習を受講する場合には、「工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識」及び「作業員に対する教育等に関する知識」の科目の受講の免除を受けることができる（計5時間30分）。土止め支保工作業主任者技能講習を修了した者が地山の掘削作業主任者技能講習を受講する場合も同様の免除を受けることができる。

3 統合の効果

- (1) 上下水道建設工事等の溝掘削工事の場合、地山の掘削作業と土止め支保工作業は一連の作業であり、統合により一連の作業の安全対策に精通した作業主任者が多くなることによる労働災害防止上の効果が期待できる。なお、「土止め先行工法ガイドライン」（労働基準局長通達）において、両作業を一体化して施工するよう指導している。
- (2) 共通性の高い科目・範囲の講習時間数が減少し、修了試験が1回になること等により、総講習時間の減少が図られる。

ボイラー据付け工事作業主任者技能講習の場合

1 ボイラー据付け工事作業主任者の選任が必要な作業（安衛令第6条第16号）

ボイラー（小規模ボイラー等を除く。）の据付けの作業において、当該作業主任者の選任が必要である。ただし、パッケージボイラーの据付け工事、配管工事のみなどの工事は、作業主任者の選任を要しないとされている。

2 近年の状況

- (1) 制度創設時（昭和22年に作業主任者制度、昭和47年に技能講習制度）と比べ、ボイラーのれんが積み工事が大きく減少したことなどボイラーの据付け工事の工法等が大きく変化し、以前ほど高度の知識・技能を要しなくなっており、かつ、設備工事の水準も向上していること。また、据付け時の労働災害の事例もほとんどないこと。
- (2) 近年はパッケージボイラー（工場で組立てを行うボイラー）が主流となっており、作業主任者の選任を要しない工事が増加し、当該作業主任者の対象となる工事が減少していること。
- (3) 作業主任者の受講者、修了者数が近年大幅に減少していること。

（参考1）技能講習修了者数

ボイラー据付け工事作業主任者技能講習	11年	12年	13年	14年	15年
	119	142	107	63	75

（参考2）技能講習実施状況等

	技能講習修了者	ボイラー新設数
昭和49年	1,530人	10,115基
昭和62年	129人	2,353基
平成14年	63人	1,043基

(参考条文)

○労働安全衛生法施行令(抜粋)

(作業主任者を選任すべき作業)

第六条 法第十四条の政令で定める作業は、次のとおりとする。

十六 ボイラー(小型ボイラー及び次に掲げるボイラーを除く。)の据付けの作業

イ 胴の内径が七百五十ミリメートル以下で、かつ、その長さが千三百ミリメートル以下の蒸気ボイラー

ロ 伝熱面積が三平方メートル以下の蒸気ボイラー

ハ 伝熱面積が十四平方メートル以下の温水ボイラー

ニ 伝熱面積が三十平方メートル以下の貫流ボイラー(気水分離器を有するものにあつては、当該気水分離器の内径が四百ミリメートル以下で、かつ、その内容積が〇・四立方メートル以下のものに限る。)

○ボイラー及び圧力容器安全規則(抜粋)

(ボイラー据付け工事作業主任者の選任)

第十六条 事業者は、令第六条第十六号の作業については、ボイラー据付け工事作業主任者技能講習を修了した者のうちから、ボイラー据付け工事作業主任者を選任しなければならない。

(ボイラー据付け工事作業主任者の職務)

第十七条 事業者は、ボイラー据付け工事作業主任者に次の事項を行わせなければならない。

一 作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業を指揮すること。

二 据付工事に使用する材料の欠陥の有無並びに機器及び工具の機能を点検し、不良品を取り除くこと。

三 安全帯(令第十三条第三項第二十八号の安全帯をいう。)その他の命綱及び保護具の使用状況を監視すること。